

伊勢原市
介護保険住宅改修
制度について

介護保険住宅改修制度の適正な利用のために

1 介護保険制度における住宅改修費給付の基本的な考え方

在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、介護給付の対象とすることとしている。

一方で、住宅改修は個人資産の形成につながる面があり、また、持ち家の居住者と改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮すれば、保険給付の対象は小規模とならざるをえない。

(平成10年8月24日開催「第14回医療保健福祉審議会老人保健福祉部会」から抜粋)

以上のことから、高齢者の自立支援のために効果が期待できるものについてのみ対象となり、また、金額についても、必要最低限の改修に通常要する費用を勘案し、住宅改修費の支給基準限度額は20万円、保険給付の額は、1割負担の場合は18万円、2割負担の場合は16万円、3割負担の場合は14万円に設定されています。

2 住宅改修の適正な利用のために配慮すべきポイント

(1) 工事の必要性

単なるリフォーム工事ではなく、介護保険制度を利用するため、介護支援専門員（介護予防サービスを利用の場合は地域包括支援センターの介護予防ケアプラン作成担当者）、事業者、それぞれが専門的な観点から、優先順位等を勘案し住宅改修の内容を検討します。

(2) 利用者への説明

他介護保険サービスと同様、制度利用にあたり、介護支援専門員（介護予防サービスを利用の場合は地域包括支援センターの介護予防ケアプラン作成担当者）、事業者は十分に利用者に対して説明を行います。

利用者が希望しても、高齢者の自立を支援する観点から、必要性が低いものについては、現時点では無理に改修する必要性がないことを説明します。

(3) 適正価格

限度額は一律20万円であるため、利用者の心身体状況の変化に合わせた追加の改修にも対応できるよう、価格は適正なものとなるよう取り組む。（複数の事業者から見積りを取るなど）

【参考】

平成30年7月13日付けで、「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について（平成12年3月8日老企発第42号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」の一部改正が通知され、住宅改修に要する費用の見積もりは複数の住宅改修の事業者から取るように、介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員（以下「介護支援専門員等」という。）が利用者に対して説明することが義務化されました。

3 住宅改修の視点と流れ

(1) 利用者及び家族の生活全体の把握

(2) 生活動線（動作）の確認

現在・過去の生活動線（動作）を把握し、これからの生活動線の検討・提案を行います。本人も家族も高齢になり今までできたことができなくなるにつれ、現在の生活動線を再構築しています。しかし、身体状況が改善すると昔通りの生活がしたいとの希望がでてきます。それを踏まえ、これからの生活をよりよいものとするために専門的な立場から「これからの生活動線」を提案します。

(3) 本人・家族の希望の確認

(4) 後片付けや配置換え及び福祉用具の視点を必ず持つ

①住み方の工夫

居室を変更したり、後片付けをしたり、ベッドや家具の配置換えを検討します。

②福祉用具の利用

住宅改修と福祉用具のセットで検討します。同じ段差の解消でも福祉用具による解消、住宅改修による解消等方法が複数ある場合があります。

(5) 介護者の確認

(6) 本人・家族の方針の確認

(7) 改修規模と費用の確認

4 支給方法

住宅改修費の支給方法は、「償還払い」・「受領委任払い」の2種類となっています。

(1) 償還払い

被保険者が住宅改修に要した費用を全額支払ったのち、保険給付額を伊勢原市から被保険者に支給する方法です。

(2) 受領委任払い

被保険者は工事全体の金額から介護保険給付費を除いた金額を施工業者に支払い、後日保険給付費を伊勢原市から直接受領を委任された施工業者に支給する方法です。

以下に該当する場合は、償還払いでの支給となります。

ただし、生活保護を受給されている場合は、受領委任払いとなります。

《受領委任払いが選択できない場合》

(1) 入院・入所中の要介護者が退院・退所に際して住宅改修をする場合

(2) 事前申請時に要介護認定の結果が判明していない場合

(3) 保険料の滞納があり、介護保険の給付制限を受けている場合

(1)、(2)に該当する事後申請(完成届)は、要介護者の退院・退所、要介護認定の結果の確認後に提出してください。

住宅改修費の算定上の留意事項について

1 設計及び積算の費用

住宅改修の前提として行われた設計及び積算の費用は、実際に住宅改修が行われた場合には住宅改修の費用として取り扱います。実際に住宅改修が行われなかった場合や住宅改修を伴わない設計及び積算のみの費用については住宅改修費の支給対象外です。

2 新築の場合

住宅を新築する場合は、住宅改修とは認められないので住宅改修費の支給対象とはなりません。

3 増改築の場合

新たに居室を設ける場合等は住宅改修費の支給対象とはなりませんが、廊下の拡幅にあわせて手すりを取り付ける場合、便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り替える場合等は、それぞれ「手すりの取付け」、「洋式便器等への便器の取替え」に係る費用についてのみ住宅改修費の支給対象となります。

4 住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われた場合

住宅改修費の支給対象となる住宅改修に併せて支給対象外の工事も行われた場合は、対象部分の抽出、按分等により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出し、工事費内訳書に算出方法を明示してください。

5 被保険者又は家族が住宅改修を行った場合

被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費が住宅改修費の支給対象になります。

この場合「住宅改修に要した費用に係る領収証」は、材料を販売した者が発行したものです。これに添付する工事費内訳書として、使用した材料の内訳を記載した書類を本人又は家族等が作成してください。

なお、この場合であっても、事前申請時、事後申請時に必要な書類は業者が改修を行った場合と変更はありません。材料の購入は、事前申請の承認を受けた後にしてください。

6 一つの住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の費用

一つの住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の費用については、住宅改修費の支給限度額の管理は被保険者ごとで行われるため、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請を行うことが必要です。

ただし、一つの住宅において同時に複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合には、当該住宅改修のうち、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行ってください。

したがって、例えば被保険者が2人いる場合に、各自の専用の居室の床材の変更を同時に行ったときは、各自が自らの居室に係る住宅改修費の支給申請を行います。共有の居室において床材の変更を行ったときは、一つの工事箇所につき一人が支給申請を行うことになります。

7 負担割合の基準日について

平成27年8月、平成30年8月の制度改正により、利用者負担割合の見直しがあり、一定以上の所得のある方の負担割合が2割、3割となりました。住宅改修もこの負担割合の判定の対象となりました。

住宅改修費支給については「領収書記載日」を基準日として住宅改修の負担割合の判定を行います。混乱が生じないように、事業所におかれましては住宅改修完成日と領収書記載日が、負担割合変更前と変更後で月をまたいだ日付となることのないよう御配慮ください。

また、不適切な給付を避けるため、以下のような場合には、必ずしも領収書記載日で適用しない場合があります。

- ① 事前申請日より前の領収書記載日であるもの。
- ② 認定有効期間外の領収書記載日であるもの。
- ③ 改修先住所から転居後の領収書記載日であるもの。
- ④ 完成日から3か月以上前または3か月以上後の領収書記載日であるもの。

申請書類の注意点について

1 理由書

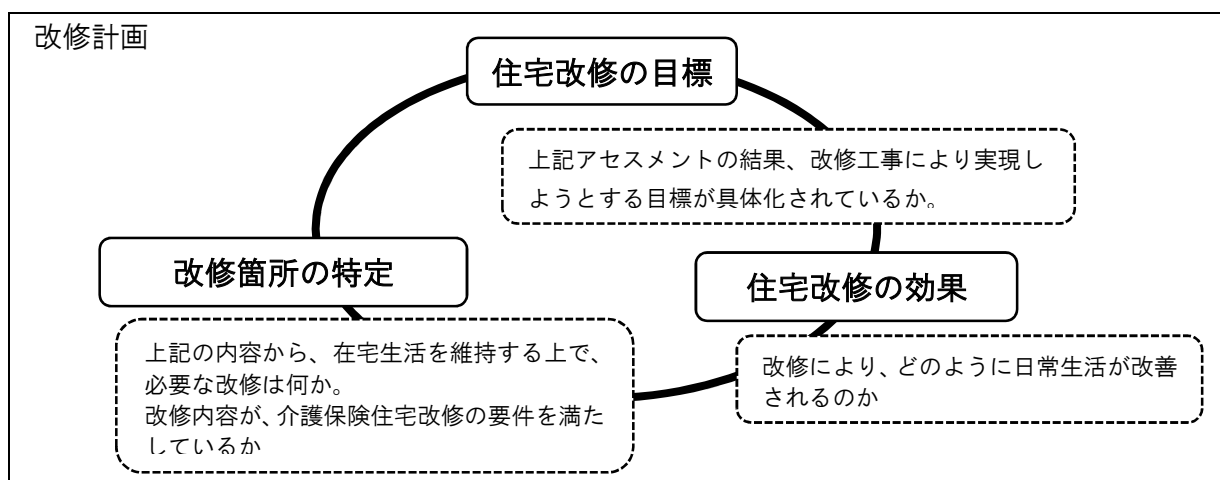
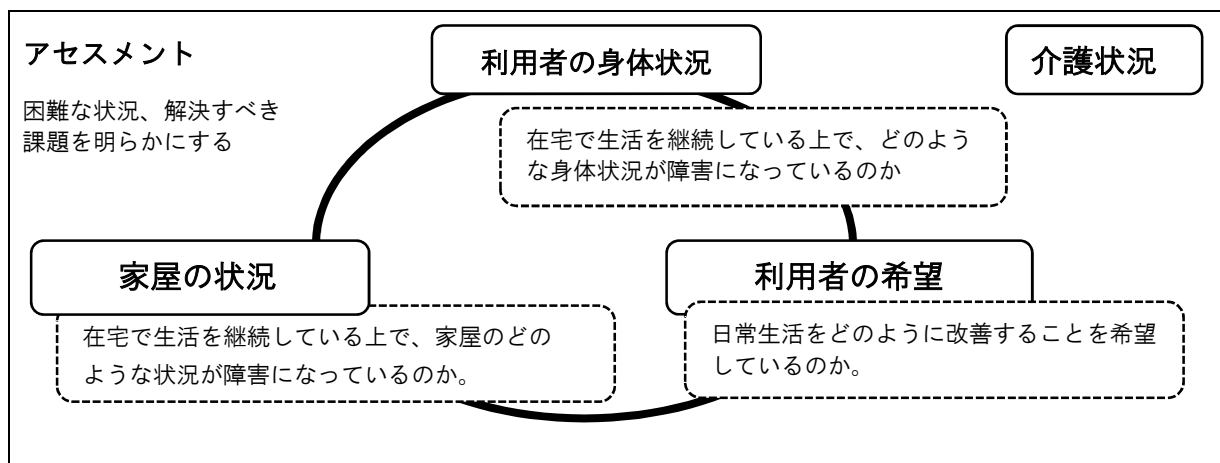
(1) 理由書の位置づけ

理由書は、在宅サービスにおけるケアプランに該当します。この理由書によって、どのような住宅改修を行うかが決まります。要介護者の心身の状況、日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を見て、具体的に詳しく記載してください。申請書類の中でも特に重要な書類となります。

(2) 理由書の見方

理由書は、下図のようにアセスメント部分と計画部分に大きく分けられます。必要な内容（下図点線枠）が記載されているのは当然として、以下のポイントに留意してください。

- ①身体状況、家屋の問題点が明確か
- ②身体状況と比較して、改修の内容は適切か
- ③改修により問題は解決されるのか
- ④日常生活上、必要なものか
- ⑤保険制度の趣旨を逸脱していないか



（３）理由書の作成者

理由書作成者は、原則、担当の介護支援専門員（介護予防サービスを利用の場合は地域包括支援センターの介護予防ケアプラン作成担当者）です。

担当の介護支援専門員（介護予防サービスを利用の場合は地域包括支援センターの介護予防ケアプラン作成担当者）以外の方（福祉住環境コーディネーター２級、理学療法士、作業療法士）が、理由書を作成する場合は、担当の介護支援専門員（介護予防サービスを利用の場合は地域包括支援センターの介護予防ケアプラン作成担当者）と十分連絡調整のうえ協力して進めてください。

２ 見積書

（１）改修箇所ごとに切り分ける（見積書サンプルを参照）

住宅改修の見積書の場合、改修箇所別に必要性を審査するため、改修内容を箇所別に分けて作成してください。具体的には、同じ浴室に手すりを２本取り付ける場合、浴室手すりとしてまとめて計上するのではなく、１本ずつ部材費、取付費を分けて作成します。

また、改修場所・改修部分・名称・商品名・（規格（品番・メーカー名）・寸法等）・数量・単位・単価・金額を明記し、工事規模の内容が明確にわかるものを作成してください。

・「～工事一式」は不可です。

・受領委任払い制度利用の場合は、負担割合に応じて９割分・８割分または７割分の金額も分かるよう明記してください。

・保険給付対象外の工事費用が含まれている場合には、保険給付対象工事費用と対象外工事費用を明確に区別して記入したものがが必要です。

（２）部材の使用量

使用する部材数は適切に見積書に計上してください。

（３）取付費

取付費が、相場と比べて高い金額で計上しているケースも見られますので、工事内容等から適正な額での計上をお願いします。

（４）諸経費

諸経費は、工事金額全体の１０％とするのが一般的です。諸経費が一般的な水準より高額な場合、理由を確認します。通常より部材費の値引率が高い等、合理的な理由がなければ、金額修正の検討を依頼します。

ただし、事業者によっては、最低諸経費を設定しているケースもあり、小額な改修工事の場合、諸経費が１０％を超えることがあります。この場合は修正まで求めることはありません。

【事例】高額な諸経費

諸経費を工事金額（約４５万円）の１５％計上。

⇒事業者を確認したところ、部材費を安く提供し、取付費も抑えているため、一律１５％の諸経費を計上しているとのこと。実際、部材費は定価より一律４０％の値引で計上、取付費も平均的な水準を下回っていたため、提出見積書どおり受理。

(5) 運搬費・養生費・処分費の計上

運搬費の内訳は、ガソリン代や搬入費と考えられます。しかし、リフォーム工事と異なり、住宅改修は、手すり取付工事等、小規模な工事を中心であり、そのような経費を別途計上することは認められません。ただし、運搬の負担が通常より大きくなることが想定される大規模な工事の場合には、事例ごとに適否を判断します。

養生費についても同様の取扱いとします。

また、扉・便器等の交換に係る処分費で、工事を行う際に付帯して必要となる場合は処分費として計上できますが、部材を包んでいた箱や発泡スチロール等については、処分費として別途計上することはできません。

3 写真・図面

(1) 改修箇所が確認できる写真

ア. 写真は、改修を行う場所や位置が分かるものを添付してください。

イ. 段差等が問題になっている場合は、設置個所のみではなく、当該障害など周囲の状況が分かる写真も添付してください。さらに、現状の段差がわかるよう、スケール入りで撮影してください。（スケールの目盛りが確認できるようお願いします。）

ウ. 段差解消のために上がり框等に式台設置を行う場合は、式台等を固定している箇所がわかるよう撮影してください。

エ. 手すりを取り付ける位置には養生テープなどを貼り、おおまかな取付位置がわかる状態で撮影してください。また、手すりの設置箇所に物が置いたまま撮影した写真や家具等が邪魔になり全体が写っていない写真を添付するケースがありますので、障害物を撤去して撮影するようお願いします。

オ. 事後申請の際に提出する写真については、取り付け位置や数量、使用した部材の確認等を行いますので、「どこに取り付けてあるか」「どのような部材を使用しているか」全てを確認できるように撮影するとともに、改修後の状態がわかりやすいよう、改修後の写真は改修前と同じ方向から撮影してください。

【事例】改修箇所が分からない写真

理由書：段差があるため、トイレや居室の入口に手すりを付けたい。

写真：至近距離から撮影した写真なのでどの部屋の写真か判別できず、段差の様子も写っていない。

図面：どの程度の段差なのか記載がない。

⇒理由書に記載されている内容に則した写真・図面を添付してください。

(2) 写真の日付

日付が写っていない写真を添付するケースが多く見られますが、必ず日付が写り込んでいる写真を添付してください。カメラに日付機能がない場合には黒板や紙等に日付を記入し、工事箇所に置いて写真撮影をしてください。

(3) 途中経過が確認できる写真

壁の補強が必要な工事は、途中経過の写真がないと部材や数量の確認ができないため、必ず添付してください。

（４）必要な生活空間を記載（動線確認）

家屋内の移動を目的として、特に廊下等に手すりを設置する場合、利用者の生活動線を把握できるように、廊下だけでなく居室を記載する必要があります。また、手すり等、取付場所が多くなる場合は、改修前の写真と平面図に番号等を振って、わかりやすいよう作成してください。

【事例】図面の不備

理由書：伝い歩きであるため、寝室からトイレまでの動線上の廊下に手すりを付けたい。

図面：廊下だけで、寝室の記載がない

⇒動線を確認できるよう図面に寝室を記載

（５）取付位置の確認（動線上、矛盾はないか等）

利用者の身体状況、家屋内の状況から、手すり等の設置位置が適切か確認してください。

（例１）動線上の矛盾

理由書：伝い歩きであるため、寝室からトイレまでの動線上の廊下に手すりを付けたい。

図面：寝室からトイレまでの動線とは関係のない場所に手すりを設置。

（例２）身体状況の矛盾

理由書：右半身に麻痺があり、トイレからの立ち上がりに苦勞しており、安全に立ち上がり動作を行えるよう手すりを設置したい。

図面：トイレの右側にＬ字手すりを設置。身体状況から、理由書は左側の壁に設置するよう必要性が書かれているが、その理由書と事業者が作成した図面が一致しない。

４ 介護保険住宅改修費等受領委任払いに係る委任状

受領委任払い制度を利用する場合は、介護保険証の被保険者番号・氏名のふりがな等の未記入、生年月日、住所の誤りが見受けられるため介護保険被保険者証を必ず確認し記入してください。

５ 領収書

- ・必ず「被保険者氏名」を記入してください。（名字のみや上様等は不可、介護保険の住宅改修費は被保険者が行った場合に支給されます。）
- ・原則、申請書類として提出していただく領収書は原本とします。ただし、本人が原本の所持を希望している場合は、窓口に原本とコピーの領収書両方を提示してください。
- ・住宅改修にかかった費用は、住宅改修対象外の金額が含まれている場合、見積書（内訳書）で対象金額が分類されていれば可能です。自己負担額（１割・２割分・３割分）が分かるようにしてください。
- ・被保険者の家族自ら行う場合には、材料ごとに購入金額が明記されているものに限りです。（給付の対象となるものは材料費のみとなります。）
- ・「但し」の欄には、「介護保険住宅改修費として」や「介護保険住宅改修〇〇工事」などと記載してください。
- ・また、利用者の負担割合証を確認し、正確な金額を記入してください。

６ 着工日・完成日

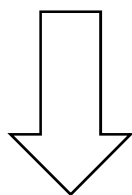
- ・工事の着工日と完成日を完成写真又は領収書の余白に必ず記載してください。

住宅改修手続きの流れ

1 相談・住宅改修の事業者の選定

要介護（支援）認定を受け、住宅改修のサービスを希望する被保険者（以下「利用者」）は、介護支援専門員（介護予防サービスを利用の場合は地域包括支援センターの介護予防ケアプラン作成担当者）に相談し、住宅改修理由書の作成を依頼します。

住宅改修に要する費用の見積もりは複数の住宅改修の事業者から取り、利用者に対して説明します。利用者が住宅改修の事業者を選定し、図面、改修予定箇所の写真等の関係書類を依頼します。



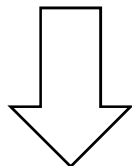
※ 相談後、ご自宅に関係者が現地確認のため訪問をします。

※ 担当の介護支援専門員がいない場合については、管轄の地域包括支援センターまたは住宅改修の事業者へご相談ください。

2 事前申請 ⇒ 支給要件の確認、工事の必要性、書類の不備等を確認します

次の書類を提出し、事前の申請を行います。

- ① ア.介護保険 居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
イ.介護保険 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費・住宅改修費 受領委任状
（償還払いの場合はアのみ提出してください。）
- ②住宅改修理由書（介護支援専門員が作成します。）
- ③見積書（住宅改修の事業者が作成します。厚生労働省が示したサンプルを参照。）
- ④図面
- ⑤改修予定箇所の日付入りの写真
- ⑥住宅所有者の承諾書（住宅所有者が利用者本人以外の場合。）



※ ①～⑤については必ず提出が必要です。

※ 書類の提出は介護支援専門員・事業者に依頼してもかまいません。

3 事前申請の承認

申請書類の審査後、市から着工許可の通知を郵送にて行います。通知に記載のある内容等の確認をし、償還払いの方はその旨を住宅改修の事業者へご連絡ください。

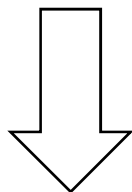
〈償還払い〉

利用者宛：伊勢原市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前審査結果通知書

〈受領委任払い〉

事業者宛：居宅介護（介護予防）住宅改修費 受領委任払適用決定通知書

利用者宛：伊勢原市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前審査結果通知書

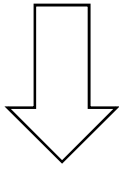


※ 市からの事前承認決定後に、工事内容・金額・住宅改修の事業者等の変更、工事を取りやめる場合には速やかにご連絡ください。

※ 工事完了後に変更があったことが判明した場合は、原則、給付対象外となりますのでご注意ください。

4 工事の着工・完了、工事費用の支払い

改修工事の実施後、住宅改修の事業者へ代金を支払い、領収証を受け取ります。



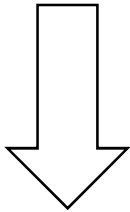
※ 施工後は、適宜担当介護支援専門員等の協力を得ながら、日常生活行為の改善や介助負担の改善などの住宅改修の効果について確認してください。

5 工事完了後の申請

次の書類を提出し、工事完了後の申請を行います。

〈償還払い〉 領収証の原本、改修箇所の日付入りの写真

〈受領委任払い〉 領収証の原本、改修箇所の日付入りの写真



※ 領収証の原本の返却をご希望される場合は、予めコピーと一緒にご提出ください。（コピーのみの提出は不可。）

※ 工事の着工日と完成日を完成写真又は領収書の余白に必ず記載してください。

6 支給

住宅改修費の給付を行います。

支給の決定後 〈償還払い〉

被保険者本人へ決定通知書を送付し、支給申請書に指定された金融機関口座へ振込みをします。

〈受領委任払い〉

住宅改修の事業者へ決定通知書を送付し、予め指定された住宅改修の事業者の金融機関口座へ振込みをします。被保険者本人へは、決定のお知らせを送付します。

見積書サンプル

住宅改修の 種類 (※1)	写真等 番号	改修場所	改修部分	名 称(※2)	商品名・規格・寸法等	介護保険対象部分				算出根拠
						数量	単位	単価	金額	
				(材料費)						
				(施工費)						
				小計						
				諸経費						
				合計						
				消費税						
				総合計						

(※1)住宅改修の種類: (1)手すりの取付け(2)段差の解消(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更(4)引き戸等への扉の取替え(5)洋式便器等への便器の取替え
(6)その他住宅改修に付帯して必要となる改修

(※2)名称: 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

介護保険の対象となる住宅改修の取扱いについて

住宅改修

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給に係る住宅改修の種類（平成 12 年 1 月 31 日 老企第 34 号）

(1) 手すりの取付け

住宅改修告示第一号に掲げる「手すりの取付け」とは、廊下、便所、浴室、玄関、玄関からの道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。

なお、貸与告示第七項に掲げる「手すり」に該当するものは除かれる。

(2) 段差の解消

住宅改修告示第二号に掲げる「段差の解消」とは、居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。

ただし、貸与告示第八項に掲げる「スロープ」又は購入告示第三項第五号に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれる。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

住宅改修告示第三号に掲げる「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」とは、具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。

(4) 引き戸等への扉の取替え

住宅改修告示第四号に掲げる「引き戸等への扉の取替え」には、開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

住宅改修告示第五号に掲げる「洋式便器等への便器の取替え」とは、和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合が一般的に想定される。

ただし、購入告示第一項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。

さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。

(6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

その他住宅改修告示第一号から第五号までに掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、それぞれ以下のものが考えられる。

①手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

②段差の解消

浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

③床又は通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

④扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

⑤便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）、便器の取替えに伴う床材の変更